

受注者よし・発注者よし・滋賀によし 三方よし

滋賀県の契約に関する取組方針

「滋賀県が締結する契約に関する条例」

(令和4年3月17日策定)

滋 賀 県

目 次

はじめに	1
1 県の契約の締結に当たっての取組に関する事項（条例第6条第2項第1号）	
基本理念1 契約の過程の透明性、競争の公正性の確保および不正行為の排除の徹底	
1 契約の過程の透明性の確保	2
2 競争の公正性の確保	3
3 不正行為の排除の徹底	4
2 県の契約の適正な履行の確保を図るための取組に関する事項（条例第6条第2項第2号）	
基本理念2 契約の履行により提供されるサービス等の質の確保	
1 適切な仕様書等の作成等	6
2 低価格受注の防止	7
3 計画的な発注等	7
4 適正な履行の確保	8
5 価格以外の多様な要素の考慮	8
3 その他基本理念にのっとった県の契約の推進を図るために必要な取組に関する事項（条例第6条第2項第3号）	
基本理念3 地域経済の活性化への配慮	
1 県内事業者の受注機会の増大	10
2 県内事業者の下請負人等への選定	10
3 県産材・県産品の利用	11
4 地域を支える事業者の育成と専門的技術の承継	11
基本理念4 一定の行政目的の実現を図るための契約の活用	
1 環境に配慮した事業活動の推進に関する取組	12
2 多様な人材の活用に関する取組	12
3 県の契約の履行にかかる業務に従事する者の労働環境の整備に関する取組	13
4 その他の行政目的の実現に資する取組	14
5 その他	14
条例を推進するための仕組み	15

はじめに

1 条例に基づく取組方針の策定

本県では、令和3年10月に、滋賀県が締結する契約に関する条例（令和3年滋賀県条例第36号）を制定・公布しました。

この条例は、県の契約に関し、基本理念を定め、県および契約の相手方等の責務を明らかにするとともに、県の契約に関する基本的な事項を定めることにより、県の契約に関する制度の公正かつ適正な運用および一定の行政目的の実現に向けた県の契約の活用を図り、もって本県の経済および社会の持続的な発展に寄与することを目的としています。

また、条例では、第3条において県の契約に係る基本理念を定めるとともに、第4条において、県は、基本理念にのっとり、県の契約に関する必要な取組を推進することとされています。

「滋賀県の契約に関する取組方針」は、滋賀県が締結する契約に関する条例第6条第1項に基づき、基本理念にのっとった県の契約の推進を図るため、既に実施している取組や今後実施を検討する取組を、体系化し取りまとめたものです。

取組方針の内容を契約の性質または目的に応じ、県の契約の締結または履行に際して適切に反映させることとしています。

なお、社会経済状況の変化に応じ、条例の基本理念の実現に向けて必要がある場合は、契約審議会の意見を聴いて、取組方針を見直すこととします。

2 条例を推進するにあたって

- (1) 県は、契約は当事者が対等な立場で締結されるものであることを踏まえ、取組を進めるにあたっては事業者の理解と協力を得られるよう努めます。
- (2) 県は、県の契約事務の一層の適正化を図るため、内部統制等の充実に努めます。
- (3) 県は、地域（圏域）の持続的発展につながるよう、地域（圏域）を支える事業者の育成に努めます。
- (4) 県は、県と契約の相手方の契約事務の負担軽減と利便性向上のため、DXの取組の推進に努めます。

3 条例（取組方針）の対象

条例の対象となる契約は、県を当事者的一方とする工事もしくは製造その他についての請負契約または業務の委託、物件の買入れその他の契約であって県が対価の支払をすべきものです。

また、条例が適用される県の機関には、知事部局の他、企業庁、病院事業庁、議会事務局、教育委員会、警察本部、その他行政委員会が含まれます。

＜条例の対象となる契約の例＞

- 機械、車両、消耗品等の物品購入 ○ パソコンやコピー機等のリース
- 建設工事等の請負契約 ○ 建設工事等に係る業務委託契約
- 清掃・警備等の業務委託 ○ 通信・運搬等の役務の提供
- 森林整備事業

※ なお、特定調達契約に該当するものは、外国の产品や供給者と国内の产品や供給者を平等に扱うこと、および外国の产品や供給者間を平等に扱うことが求められることに留意して取り組むこととします。

1 県の契約の締結に当たっての取組に関する事項（条例第6条第2項第1号）

基本理念1	契約の過程の透明性、競争の公正性の確保および不正行為の排除の徹底
県の契約の適正化が図られるよう、契約の過程の透明性の確保の取組、競争の公正性の確保の取組および不正行為の排除の取組を行う。	

1 契約の過程の透明性の確保

（1）発注見通しの公表

【工事請負契約】

- 1 毎年度定期に、一般競争入札に係る発注見通しを公表する。

【業務委託契約】

- 2 建設工事等業務委託について、毎年度定期に、一般競争入札に係る発注見通しを公表する。
- 3 建設工事等業務委託以外の業務委託について、一般競争入札に係る発注見通しを公表する。

【物品購入】

- 4 一般競争入札に係る発注見通しを公表する。

（2）入札・契約に関する情報の公表等

【工事請負契約】

- 5 契約に関する県の規則・要領等を公表する。
- 6 県の関係団体へ契約に関する県の取組を周知する。
- 7 入札公告に加え、入札結果等を公表する。
- 8 予定価格等を公表する。

【業務委託契約】

- 9 契約に関する県の規則・要領等を公表する。
- 10 県の関係団体へ契約に関する県の取組を周知する。
- 11 入札公告に加え、入札結果等を公表する。
- 12 建設工事等業務委託について、予定価格等を公表する。
- 13 建設工事等業務委託以外の業務委託について、予定価格等の公表を検討する。

【物品購入】

- 14 契約に関する県の規則・要領等を公表する。
- 15 県の関係団体へ契約に関する県の取組を周知する。
- 16 入札公告に加え、入札結果等を公表する。
- 17 予定価格の公表について検討する。

(3) 入札および契約の過程に関する苦情に対する対応

【工事請負契約】

- 18 特定調達契約に係る苦情については、「滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱」に基づき対応する。
- 19 特定調達契約以外に係る苦情については、「滋賀県制限付き一般競争入札実施要綱」等に基づき対応する。

【業務委託契約】

- 20 特定調達契約に係る苦情については、「滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱」に基づき対応する。
- 21 建設工事等業務委託のうち特定調達契約以外に係る苦情については、「滋賀県測量・建設コンサルタント等制限付き一般競争入札実施要綱」等に基づき対応する。
- 22 建設工事等業務委託以外の業務委託のうち特定調達契約以外に係る苦情の処理について規程を整備する。

【物品購入】

- 23 特定調達契約に係る苦情については、「滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱」に基づき対応する。
- 24 特定調達契約以外に係る苦情の処理について規程を整備する。

(4) 入札および契約手続きの運用状況等についての意見聴取

【工事請負契約】

- 25 入札および契約手続きの運用状況等について、滋賀県入札監視委員会から意見を聴く。

【業務委託契約】

- 26 建設工事等業務委託にかかる入札および契約手続きの運用状況等について、滋賀県入札監視委員会から意見を聴く。
- 27 建設工事等業務委託以外の業務委託にかかる入札および契約手続きの運用状況等について、滋賀県契約審議会から意見を聴く。

【物品購入】

- 28 入札および契約手続きの運用状況等について、滋賀県契約審議会から意見を聴く。

2 競争の公正性の確保

(1) 契約方式

【工事請負契約】

- 29 契約の方式は一般競争入札を原則とする。
- 30 指名競争入札しようとする場合は、適用対象を厳格に判断する。
- 31 隨意契約しようとする場合は、適用対象を厳格に判断する。

【業務委託契約】

- 32 契約の方式は一般競争入札を原則とする。
- 33 指名競争入札をしようとする場合は、適用対象を厳格に判断する。
- 34 隨意契約しようとする場合は、適用対象を厳格に判断する。

- 35 建設工事等業務委託以外の業務委託について、随意契約しようとする場合で複数から見積もりをとることが可能なときは、公募型見積合せ（オープンカウンタ方式）を原則とする。
- 36 建設工事等業務委託以外の業務委託について、プロポーザル方式による場合の適用基準を策定する。

【物品購入】

- 37 契約の方式は一般競争入札を原則とする。
- 38 指名競争入札しようとする場合は、適用対象を厳格に判断する。
- 39 随意契約しようとする場合は、適用対象を厳格に判断する。
- 40 随意契約しようとする場合で複数から見積もりをとることが可能なときは、公募型見積合せ（オープンカウンタ方式）を原則とする。

（2）有資格者名簿の作成と入札参加者の選定

【工事請負契約】

- 41 入札参加資格要件を滋賀県建設工事等契約審査委員会において審査する。

【業務委託契約】

- 42 建設工事等業務委託について、入札参加資格要件を滋賀県建設工事等契約審査委員会において審査する。
- 43 建設工事等業務委託以外の業務委託について、入札参加資格要件を審査する仕組みを構築する。

【物品購入】

- 44 入札参加資格要件を審査する仕組みを構築する。

3 不正行為の排除の徹底

（1）不適切な相手方との契約の防止

【工事請負契約】

- 45 入札参加資格審査において、暴力団員等でないこと、県税等の滞納がないこと等を入札参加資格の付与要件とする。
- 46 入札参加資格審査において、不当要求防止責任者の選任および事業所のコンプライアンスの取組を評価する。
- 47 入札参加資格審査において、入札参加停止措置等の状況について勘案する。
- 48 入札において、入札参加制限措置を受けていないこと、暴力団員等でないこと、県税等の滞納がないこと等を参加要件とする。

【業務委託契約】

- 49 入札参加資格審査において、暴力団員等でないこと、県税等の滞納がないこと等を入札参加資格の付与要件とする。
- 50 建設工事等業務委託の入札において、入札参加制限措置を受けていないこと、暴力団員等でないこと、県税等の滞納がないこと等を参加要件とする。
- 51 建設工事等業務委託以外の業務委託の入札等において、入札参加制限措置を受けていないこと、暴力団員等でないこと等を参加要件とする。

【物品購入】

- 52 入札参加資格審査において、暴力団員等でないこと、県税等の滞納がないこと等を入札参加資格の付与要件とする。
- 53 入札等において、入札参加制限措置を受けていないこと、暴力団員等でないこと等を参加要件とする。

(2) 不正行為への対応

【工事請負契約】

- 54 談合情報があった場合は、滋賀県談合情報マニュアルに基づき対応する。

【業務委託契約】

- 55 建設工事等業務委託について、談合情報があった場合は、滋賀県談合情報マニュアルに基づき対応する。
- 56 建設工事等業務委託以外の業務委託について、談合情報があった場合の対応マニュアルに基づき対応する。

【物品購入】

- 57 談合情報があった場合の対応マニュアルに基づき対応する。

(3) 入札参加停止措置

【工事請負契約】

- 58 入札参加停止措置基準の周知等、不正行為の防止を図る取組を実施する。
- 59 入札参加資格者が、滋賀県建設工事等入札参加停止基準に定める、粗雑工事、契約違反、談合等の不正行為による措置要件に該当するときは、入札参加停止措置を行う。

【業務委託契約】

- 60 入札参加停止措置基準の周知等、不正行為の防止を図る取組を実施する。
- 61 建設工事等業務委託の入札参加資格者が、滋賀県建設工事等入札参加停止基準に定める、粗雑な業務、契約違反、談合等の不正行為による措置要件に該当するときは、入札参加停止措置を行う。
- 62 建設工事等業務委託以外の業務委託の入札参加資格者が、滋賀県物品関係入札参加停止基準等に定める、契約違反や談合等の不正行為による措置要件に該当するときは、入札参加停止措置を行う。

【物品購入】

- 63 入札参加停止措置基準の周知等、不正行為の防止を図る取組を実施する。
- 64 入札参加資格者が、滋賀県物品関係入札参加停止基準に定める、契約違反や談合等の不正行為による措置要件に該当するときは、入札参加停止措置を行う。

2 県の契約の適正な履行の確保を図るための取組に関する事項（条例第6条第2項第2号）

基本理念2	契約の履行により提供されるサービス等の質の確保
契約の履行により提供されるサービス等の質が確保されるよう、適切な仕様書等の作成の取組、低価格受注の防止の取組、計画的な発注等の取組、適正な履行の確保の取組、価格以外の多様な要素の考慮の取組等を行う。	

1 適切な仕様書等の作成等

（1）適切な仕様書の作成

【工事請負契約】

- 65 各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的 requirement、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を定めた共通仕様書を作成する。
- 66 共通仕様書を補足し、工事の施工に関する詳細または工事に固有の技術的 requirement を定めた特記仕様書、図面等を作成する。

【業務委託契約】

- 67 建設工事等業務委託について、各業務の順序、使用材料の品質、数量、成果の程度、履行方法等業務を履行するうえで必要な技術的 requirement、業務内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を定めた共通仕様書を作成する。
- 68 建設工事等業務委託について、共通仕様書を補足し、業務の履行に関する詳細または業務に固有の技術的 requirement を定めた特記仕様書、図面等を作成する。
- 69 建設工事等業務委託以外の業務委託について、業務に応じてあらかじめ定型的な内容を定めた仕様書を府内で共有する。
- 70 建設工事等業務委託以外の業務委託の仕様書作成等について、相談、支援を行う仕組みを構築する。
- 71 主要な情報システムに係る業務委託について、調達審査会を開催し、調達前に仕様書、積算額、契約方法等の審査を行う。

【物品購入】

- 72 全ての発注が多く見込まれる代表的な物品の仕様書を府内で共有する。

（2）発注者および受注者双方による適切な積算

【工事請負契約】

- 73 適切な積算を行うための基準を作成する。
- 74 県の積算時における最新の設計労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映する。
- 75 事業者の適切な積算を促進するため、必要に応じて、事業者に積算内訳の提出を求める。

【業務委託契約】

- 76 県の積算時における最新の設計労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映する。

- 77 建設工事等業務委託について、事業者の適切な積算を促進するため、必要に応じて、事業者に積算内訳の提出を求める。
- 78 建設工事等業務委託以外の業務委託について、事業者の適切な積算を促進するため、必要に応じて、事業者に積算内訳の提出を求める。
- 79 庁舎等管理業務について適切な積算を行うための基準を作成する。

【物品購入】

- 80 県の積算時における最新の市場価格、発注数量に応じた単価設定等を適切に反映する。

2 低価格受注の防止

【工事請負契約】

- 81 特定調達契約および総合評価方式等一部案件を除き、特に必要がある場合は、最低制限価格制度を適用する。
- 82 総合評価方式を採用する入札において、低入札価格調査制度を適用する。

【業務委託契約】

- 83 特定調達契約および総合評価方式等一部案件を除く、建設工事等業務委託の入札において、特に必要がある場合は、最低制限価格制度を適用する。
- 84 総合評価方式を採用する建設工事等業務委託の入札において、低入札価格調査制度を適用する。
- 85 特定調達契約および総合評価方式等一部案件を除く、庁舎等管理業務委託等の入札において、特に必要がある場合は、最低制限価格制度を適用する。

3 計画的な発注等

【工事請負契約】

- 86 発注等事務の簡素化を検討する。
- 87 毎年度定期に、一般競争入札に係る発注見通しを公表する。(1再掲)
- 88 債務負担行為の活用等により施工時期の平準化を推進する。
- 89 適切な工期設定に努める。
- 90 週休2日取組指定型工事を適用することを原則とする。
- 91 余裕期間制度を活用する。

【業務委託契約】

- 92 発注等事務の簡素化を検討する。
- 93 適切な履行期間の設定に努める。
- 94 建設工事等業務委託について、毎年度定期に、一般競争入札に係る発注見通しを公表する。(2再掲)
- 95 建設工事等業務委託について、余裕期間制度を活用する。
- 96 建設工事等業務委託以外の業務委託について、一般競争入札に係る発注見通しを公表する。(3再掲)
- 97 建設工事等業務委託以外の業務委託について、履行準備期間の確保のため、必要に応じ、債務負担行為の活用を図る。

【物品購入】

- 98 発注等事務の簡素化を検討する。
- 99 一般競争入札に係る発注見通しを公表する。(4再掲)
- 100 適切な履行期間の設定に努める。

4 適正な履行の確保

【工事請負契約】

- 101 契約額が一定額以上の場合、専門部署での検査を行う。
- 102 工事の監督または検査を行う職員の資質の向上のため、研修を実施する。
- 103 成績を評定するための要領を作成する。
- 104 検査において、履行内容を評価する。
- 105 受発注者間での打ち合わせや状況報告の聴取を適切に行い、事業の進捗を適切に管理する。
- 106 変更契約を適時適切に締結するなど、履行内容をその都度明確化する。
- 107 予期することのできない特別の事情により、契約期間内に急激なインフレーションまたはデフレーションを生じ、契約金額が著しく不適当となったときは、契約金額の変更を請求できる仕組みを運用する。
- 108 一括下請契約の禁止を契約約款に明記する。

【業務委託契約】

- 109 建設工事等業務委託について、業務の監督または検査を行う職員の資質の向上のため、研修を実施する。
- 110 建設工事等業務委託について、検査において、履行内容を評価する。
- 111 建設工事等業務委託について、受発注者間での打ち合わせや状況報告の聴取を必要に応じて行うことにより、事業の進捗を適切に管理する。
- 112 建設工事等業務委託について、変更契約を適時適切に締結し、履行内容をその都度明確化する。
- 113 建設工事等業務委託以外の業務委託について、業務の監督または検査の方法に係る助言を行う仕組みを構築する。
- 114 建設工事等業務委託以外の業務委託について、業務の監督または検査を行う職員の資質の向上のため、研修等を実施する。
- 115 庁舎等管理業務委託契約について、予期することのできない特別の事情により、契約金額が著しく不適当となったときに、契約金額の変更を請求できる仕組みについて検討する。
- 116 一括再委託契約を禁止する。ただし、必要と認められる場合に限り、一部の再委託を認める。

【物品購入】

- 117 検査を行う職員の資質向上のため、研修を実施する。
- 118 予期することのできない特別の事情により、契約金額や納入期限が著しく不適当となり、必要と認めたときは、協議の上、契約金額や契約期限の変更を行う。

5 価格以外の多様な要素の考慮

【工事請負契約】

- 119 入札参加資格審査において、工事成績評定点、企業表彰等の実績および品質管理に関する取組を評価する。
- 120 入札参加資格審査の結果に基づき、有資格業者のうち県内業者の格付を行う。

- 121 入札において、工事の品質確保を目的として、事業の規模や技術的難易度等により価格と技術力を総合的に評価する総合評価方式を実施する。

【業務委託契約】

- 122 入札において、業務の品質確保を目的として、事業の規模や技術的難易度等により価格と技術力を総合的に評価する総合評価方式を実施する。
- 123 隨意契約において、価格以外に企画、技術等を総合的に評価するプロポーザル方式を必要に応じ採用する。

3 その他基本理念にのっとった県の契約の推進を図るために必要な取組に関する事項（条例第6条第2項第3号）

基本理念3	地域経済の活性化への配慮
地域経済の活性化が図られるよう、県内事業者の受注機会の増大の取組、県内事業者の下請負人等への選定、県産材・県産品の利用の取組、地域を支える事業者の育成と専門的技術の承継のための取組を行う。	

1 県内事業者の受注機会の増大

【工事請負契約】

- 124 特定調達契約等一部案件を除き、事業の規模や技術的難易度等により施工可能な県内事業者がいない場合や競争性が確保できない場合を除き、県内事業者に対し優先的に発注する。
- 125 県内事業者単体では施工が困難な建設工事であっても、県内事業者を構成員に加えた共同施工が可能な場合には、共同施工方式を活用する。
- 126 特定調達契約等一部案件を除き、総合評価方式を採用する建設工事の一部において、県内事業者であることを評価する。

【業務委託契約】

- 127 特定調達契約等一部案件を除き、業務の規模や技術的難易度等により履行可能な県内事業者がいない場合や競争性が確保できない場合を除き、県内事業者に対し優先的に発注する。
- 128 県内事業者では履行が困難な建設工事等業務委託であっても、県内事業者を構成員に加えた共同企業体による履行が可能な場合には、共同での履行方式を活用する。
- 129 特定調達契約等一部案件を除き、総合評価方式を採用する建設工事等業務委託の一部において、県内事業者であることを評価する。
- 130 特定調達契約等一部案件を除き、建設工事等業務委託以外の業務委託について、総合評価方式、プロポーザル方式を採用する場合は、県内事業者であることを評価する。
- 131 建設工事等業務委託以外の業務委託について、公募型見積合せ（オープンカウンタ方式）を行う場合は、履行場所に所在する県内地域の事業者に対し、優先的に発注を行う。

【物品購入】

- 132 特定調達契約等一部案件を除き、県内事業者に対する優先発注および県内事業者の受注機会の増大に努める。
- 133 公募型見積合せ（オープンカウンタ方式）を行う場合は、納品場所に所在する県内地域の事業者に対し、優先的に発注を行う。
- 134 官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大に努める。

2 県内事業者の下請負人等への選定

【工事請負契約】

- 135 契約の相手方に対し、下請負人の選定に当たり県内事業者を優先するよう要請する。
- 136 総合評価方式を採用する建設工事の一部において、県内企業の下請負人の活用を評価する。

【業務委託契約】

- 137 一部再委託を認める場合においては、契約の相手方に対し、再委託先は県内事業者を優先するよう要請する。

3 県産材・県產品の利用

【工事請負契約】

- 138 契約において、県産材の利用促進を要請する。
- 139 総合評価方式を採用する建設工事の一部の入札において、県産材の使用を評価する。
- 140 「公共建築物における滋賀県産木材の利用方針」に基づき県産木材の利用を促進する。

【業務委託契約】

- 141 建設工事等業務委託以外の業務委託において、県產品の利用促進を要請する。

【物品購入】

- 142 規格、品質、価格等が適した県產品がある場合は、これを優先して購入するよう努める。

4 地域を支える事業者の育成と専門的技術の承継

【工事請負契約】

- 143 入札参加資格審査において、工事成績評定点、企業表彰等の実績および品質管理に関する取組を評価する。(119 再掲)
- 144 総合評価方式を採用する建設工事の一部において、技術者の継続教育状況について評価する。
- 145 総合評価方式を採用する建設工事の一部において、建設キャリアアップシステム(技能者の技能や経験を評価するしくみ)利用について評価する。
- 146 総合評価方式を採用する建設工事の一部において、監理技術者等として、若手技術者を配置することを評価する。

【業務委託契約】

- 147 県内事業者育成の観点から、県内事業者の技術力向上を考慮した発注方法の在り方を検討する。
- 148 総合評価方式を採用する建設工事等業務委託の一部において、技術者の継続教育状況について評価する。
- 149 建設工事等業務委託以外の業務委託について、滋賀県新商品の生産等による新事業分野開拓者認定制度(滋賀県新商品等パイオニア認定制度)により認定された新サービスについて、優先発注を推進する。
- 150 建設工事等業務委託以外の業務委託について、公募型見積合せ(オープンカウンタ方式)を行う場合は、履行場所に所在する県内地域の事業者に対し、優先的に発注を行う。(131 再掲)

【物品購入】

- 151 滋賀県新商品の生産等による新事業分野開拓者認定制度(滋賀県新商品等パイオニア認定制度)により認定された新商品について、優先調達を推進する。
- 152 公募型見積合せ(オープンカウンタ方式)を行う場合は、納品場所に所在する県内地域の事業者に対し、優先的に発注を行う。(133 再掲)
- 153 官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大に努める。(134 再掲)

基本理念 4	一定の行政目的の実現を図るための契約の活用
一定の行政目的の実現が図られるよう、県の契約を適切に活用することとし、環境に配慮した事業活動の推進に関する取組、多様な人材の活用に関する取組、県の契約の履行に係る業務に従事する者の労働環境の整備に関する取組、その他県の行政目的の実現に資する取組を行う。	

1 環境に配慮した事業活動の推進に関する取組

(1) CO₂ネットゼロ社会づくりなどの環境に配慮した事業活動の推進

【工事請負契約】

- 154 入札参加資格審査において、環境に関する取組を評価する。
- 155 リサイクル認定製品使用の取組の推進を図る。

【業務委託契約】

- 156 建設工事等業務委託にかかる入札参加資格審査において、環境に関する取組を評価する。
- 157 建設工事等業務委託において、リサイクル認定製品使用の取組の推進を図る。
- 158 建設工事等業務委託以外の業務委託について、総合評価方式、プロポーザル方式を採用する場合は、環境に関する取組を評価する。

【物品購入】

- 159 環境負荷の低減に積極的に取り組む事業者等から優先的に物品等の調達を行うグリーン入札を実施する。
- 160 CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に取り組む事業者等から優先的に物品等の調達を行うことを検討する。

2 多様な人材の活用に関する取組

(1) 障害者その他就業支援が必要な者の就業機会の確保（活躍の場の創出）

【工事請負契約】

- 161 入札参加資格審査において、障害者雇用、高年齢者雇用確保措置等に関する取組を評価する。

【業務委託契約】

- 162 特定調達契約等一部案件を除き、建設工事等業務委託以外の業務委託の総合評価方式、プロポーザル方式において、障害者雇用、高年齢者雇用確保措置等に関する取組を評価する。
- 163 建設工事等業務委託以外の業務委託について、障害者就労施設等に発注可能なものについては、障害者優先調達推進法に基づき、優先発注を推進する。（滋賀県ナイスハート物品購入制度の活用）
- 164 建設工事等業務委託以外の業務委託について、障害者を積極的に雇用している事業者への優先発注を推進する。（滋賀県ナイスハート物品購入制度の活用）
- 165 建設工事等業務委託以外の業務委託について、シルバー人材センター等への優先発注を推進する。

【物品購入】

- 166 障害者就労施設等から調達可能なものについては、障害者優先調達推進法に基づき、優先調達を推進する。(滋賀県ナイスハート物品購入制度の活用)
- 167 障害者を積極的に雇用している事業者からの物品等の優先調達を推進する。(滋賀県ナイスハート物品購入制度の活用)

(2) 男女共同参画・女性活躍推進

【工事請負契約】

- 168 入札参加資格審査において、女性活躍に関する取組を評価する。
- 169 特定調達契約等一部案件を除き、総合評価方式を採用する建設工事の一部において、女性技術者を配置することを評価する。

【業務委託契約】

- 170 特定調達契約等一部案件を除き、建設工事等業務委託以外の業務委託について、総合評価方式、プロポーザル方式を採用する場合は、契約の内容に応じ女性活躍に関する取組を評価する。

(3) 多様で柔軟な働き方の実現

【工事請負契約】

- 171 入札参加資格審査において、次世代育成支援対策に関する取組を評価する。

【業務委託契約】

- 172 特定調達契約等一部案件を除き、建設工事等業務委託以外の業務委託について、総合評価方式、プロポーザル方式を採用する場合は、次世代育成支援対策に関する取組を評価する。

3 県の契約の履行にかかる業務に従事する者の労働環境の整備に関する取組

(1) 適切な賃金水準等の確保

【工事請負契約】

- 173 県の積算時における最新の設計労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映する。(74 再掲)
- 174 事業者の適切な積算を促進するため、必要に応じて、事業者に積算内訳の提出を求める。(75 再掲)
- 175 建設工事契約約款において、請負代金内訳書に法定福利費を明示することを規定する。
- 176 特定調達契約および総合評価方式等一部案件を除き、特に必要がある場合は、最低制限価格制度を適用することを原則とする。(81 再掲)

【業務委託契約】

- 177 県の積算時における最新の設計労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映する。(76 再掲)
- 178 建設工事等業務委託について、事業者の適切な積算を促進するため、必要に応じて、事業者に積算内訳の提出を求める。(77 再掲)
- 179 特定調達契約および総合評価方式等一部案件を除く、建設工事等業務委託の入札において、特に必要がある場合は、最低制限価格制度を適用する。(83 再掲)
- 180 建設工事等業務委託以外の業務委託について、事業者の適切な積算を促進するため、必要に応じて、事業者に積算内訳の提出を求める。(78 再掲)
- 181 庁舎等管理業務について適切な積算を行うための基準を作成する。(79 再掲)

- 182 特定調達契約および総合評価方式等一部案件を除く、庁舎等管理業務委託等の入札において、特に必要がある場合は、最低制限価格制度を適用する。(85 再掲)

【物品購入】

- 183 県の積算時における最新の市場価格、発注数量等に応じた単価設定を適切に反映する。(80 再掲)

(2) その他労働環境の整備

【工事請負契約】

- 184 入札参加資格審査において、次世代育成支援対策に関する取組を評価する。(171 再掲)
- 185 入札参加資格審査において、社会保険適用事業所の場合に社会保険に加入していること等を入札参加資格の付与要件とする。
- 186 受注者と社会保険未加入者との下請負契約(一次・二次以下下請負契約含む)を原則禁止する。二次以下の下請負人について社会保険加入状況を確認する。
- 187 契約において、下請負人が社会保険未加入建設業者である場合、受注者に対して入札参加停止や成績評定減点の措置を行う。
- 188 共通仕様書において、建設業退職金共済制度や社会保険の加入の義務付け等への取組を記載する。

【業務委託契約】

- 189 建設工事等業務委託について、共通仕様書において、社会保険の加入の義務付け等への取組を記載する。
- 190 特定調達契約等一部案件を除き、建設工事等業務委託以外の業務委託について、総合評価方式、プロポーザル方式を採用する場合は、次世代育成支援対策に関する取組を評価する。(172 再掲)
- 191 建設工事等業務委託以外の業務委託において、社会保険の加入状況の確認や、労働法規遵守の働きかけなど、労働環境の整備を促進する取組を行う。

4 その他の行政目的の実現に資する取組

(1) 安全・安心で活力ある地域づくりの推進

【工事請負契約】

- 192 入札参加資格審査において、除雪や凍結防止剤散布活動等の参加事業者の取組を評価する。
- 193 入札参加資格審査において、防災に関する取組を評価する。
- 194 入札参加資格審査において、美知メセナ活動および清掃活動等の社会貢献活動に関する取組を評価する。
- 195 特定調達契約等一部案件を除き、総合評価方式を採用する建設工事の一部において、防災に関する取組を評価する。

【業務委託契約】

- 196 総合評価方式を採用する建設工事等業務委託の一部において、防災に関する取組を評価する。

5 その他

- 197 一定の行政目的の実現に資する取組の活用方法等を検討する。

条例を推進するための仕組み

1 滋賀県契約審議会の設置

滋賀県契約審議会は、知事の附属機関として、取組方針の策定・変更または目標の設定ならびに県の契約に関する事項に関し調査審議を行うほか、県の契約に関する事項に関し、知事に意見を述べることをその役割としています。

審議会において、取組方針に掲げた取組の実施状況について検証を行い、その調査審議の結果をその後の取組に反映させるなど、P D C Aサイクルを継続的に実施することで、取組の実効性を高めていくこととしています。

2 条例の推進に係る相談・情報提供窓口の設置

基本理念にのっとった県の契約に関する取組を推進するためには、事業者や関係団体をはじめ県の外部の方から、県の契約に関し相談や情報提供等を広く受ける仕組みが不可欠です。

条例の推進に係る相談・情報提供窓口を設置し、寄せられた相談・情報等を関係機関で共有し、必要に応じてその後の取組に反映していきます。

3 事業者の取組状況の把握

環境に配慮した事業活動、多様な人材の活用、県の契約の履行に係る業務に従事する者の労働環境の整備等にかかる事業者の取組状況を調査し、調査結果を関係機関で分析および共有し、必要に応じてその後の取組に反映していきます。

4 部局横断による推進体制の整備

基本理念にのっとった県の契約に関する取組を推進するため、庁内推進体制を整備し、部局等の相互の連携を図りながら、取組方針に掲げた取組の実施状況について検証や全庁的な取組の企画、推進および総合調整等に取り組みます。

5 契約状況の公表

毎年度、契約状況実態調査を行い、その結果を公表します。

6 指定管理者の選定

別途策定している「県立施設の指定管理者制度運用ガイドライン」に条例の趣旨を反映させます。